○飛騨市全国大会等出場者激励金交付要綱

平成21年３月25日

告示第45号

改正　平成26年３月28日告示第50号

(目的)

第１条　この告示は、スポーツ又は文化芸術分野において著しく優れた成績を修め国際大会又は全国大会等に出場する者に対し、予算の範囲内において激励金を交付することにより、スポーツ及び文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(対象の大会)

第２条　激励金の対象となる大会等は、次に掲げるものとする。

(1)　国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会が主催する国際競技大会

(2)　アジア大会、ユニバーシアード大会、世界選手権大会のほか、これらに準ずる国際競技大会

(3)　国、都道府県又は財団法人日本体育協会若しくはその加盟競技団体が主催し、所管し、又は後援する大会であって岐阜県内の予選大会を経て出場する大会

(4)　文化芸術分野における全国大会等(特定の流派、会派等が主催する大会、特定の会員等に限られる大会及び営利を目的とする法人等のみにより開催される大会を除く。)

(5)　その他市長が特に必要と認める大会

(交付対象者)

第３条　激励金の対象者は、別表に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1)　監督、コーチ及びマネージャー

(2)　他の自治体から同様の目的で激励金の交付を受けようとする者又は激励金の交付を受けた者

(3)　その出場種目を職業として行い、かつ、それによって生計を立てている者

(激励金の額)

第４条　激励金の交付区分及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

２　交付を受けようとする者は、市へ出場報告等を行い、飛騨市全国大会等出場者激励金交付申請書(様式第１号)に、大会要項その他必要な資料を添えて市長に申請しなければならない。

３　大会開催初日以後の申請については、激励金は交付しないものとする。

(交付の取消)

第５条　市長は、激励金の交付の決定を受けた者又は激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消し、又は激励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　激励金の交付申請又は使途に虚偽若しくは不正があったとき。

(2)　大会が中止になったとき又は大会に出場できなくなったとき。

(3)　市の信用を著しく傷つけたとき。

(4)　その他市長が本告示の目的に反すると認めたとき。

２　既に激励金の交付を受けた者に対して激励金の返還を求めるときは、飛騨市全国大会等出場者激励金返還通知書(様式第２号)により速やかに通知し、返還させるものとする。

(結果報告)

第６条　激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(補則)

第７条　この告示に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則(平成26年３月28日告示第50号)

この告示は、平成26年３月28日から施行し、この告示による改正後の飛騨市全国大会等出場者激励金交付要綱の規定は、平成26年２月１日から適用する。

別表(第３条、第４条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付区分 | 交付対象者 | 交付金額 |
| １　オリンピック大会・パラリンピック大会 | (１)　飛騨市内の小学校、中学校又は高等学校のいずれかを在学中又は卒業した者(２)　飛騨市に１年以上在住し、かつ１年以上スポーツ活動を継続していた者(３)　その他特に必要と認める者 | 選手１名につき50,000円 |
| ２　世界選手権大会等これらに準ずる大会(国際競技団体等が主催する世界大会) | 飛騨市に在住する者で予選会の出場を経て大会に出場するもの | 選手１名につき30,000円 |
| 飛騨市に在住する者で推薦により大会に出場するもの | 選手１名につき20,000円 |
| ３　全国大会(日本オリンピック委員会承認の日本体育協会加盟団体及び日本パラリンピック委員会承認の加盟団体が主催する全国大会。ただし、年齢別で出場する大会は除く。) | 飛騨市に在住する者で予選会の出場を経て大会に出場するもの | 選手１名につき20,000円 |
| 飛騨市に在住する者で推薦により大会に出場するもの | 選手１名につき10,000円 |
| ４　国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 | 飛騨市に在住する者で大会に出場するもの又はふるさと選手として大会に出場する飛騨市出身者 | 選手１名につき10,000円。ただし、団体競技の大会出場登録者(交付対象限度20名)の場合は5,000円とする。 |
| ５　世界選手権大会等を除く世界規模の大会及び全国規模の大会 | 飛騨市に在住又は在勤若しくは通学する者で予選会の出場を経て大会に出場するもの又は推薦等により出場するもの。ただし、同一種目での激励金交付は同一年度内１回とする。 | 選手１名につき5,000円。ただし、団体競技の大会出場の場合は１団体につき30,000円とする。 |
| ６　文化芸術におけるコンクール及び大会 | 世界選手権大会等を除く世界規模の大会及び全国規模の大会に準ずる者 | 世界選手権大会等を除く世界規模の大会及び全国規模の大会に準ずる額 |

備考

１　飛騨市に在住するとは、住民登録等による住所を有し、かつ、実際に日常生活をしていることをいう。ただし、学生については、飛騨市出身でかつ家族が本市に在住する者であれば、本激励金の交付対象者とすることができる。

２　ふるさと選手とは、国民体育大会ふるさと選手制度により登録した者をいう。